

いわちゃん ポスト

千葉県議会議員

岩井 やすのり



1970年生まれ48歳 早稲田大学大学院政治学研究科修了
県議当選2期目 若手県議として地域の課題に取り組みます！

HP <http://www.iwai-y.jp>

mail mail@iwai-y.jp

印西花火問題

争点は「保安目的の整地」の範囲

2016年8月に急きよ中止となった印西花火大会問題。市が業者に2千万円あまりの支払いを求めて反訴した損害賠償請求訴訟について、花火打ち上げの許可権者である茨城県等、関係者から聞き取り調査を行いました。

●市は事業経費のほぼ全額を請求

印西市が利根川河川敷で開催予定だった印西花火大会が、急きよ中止となったのは2年前のこと。市制施行20周年を記念し8千8百発を打ち上げ予定だった同大会は、開始時刻の午後7時半を過ぎて花火が打ち上がらず、40分も経つてようやく大会中止を発表。「なぜ中止発表がこんなに遅いのか」等と客の不満が噴出したことは、未だ記憶に新しいところだ。



茨城県が市に交付した許可証

●機材搬送路の整地怠りにより 打ち上げ作業が大幅遅延

さて、印西花火大会はなぜ中止となったのか。その最大の要因は、当日、搬送路が激しくぬかるむなど整地されていなかったため、業者が煙火筒などの打ち上げ機材を車で運び入れることができなかつたところにあります。花火打ち上げの準備作業は大きく遅延し、開始時刻の7時半に間に合わず、交通規制の関係上、市もこれ以上待つことはできないとして、午後8時過ぎに大会中止が決定されたのです。

ところで、保安を目的とした花火打ち上げ場所の整地について、主催者である市がその責務を負うことに異論はなさそうです。茨城県が交付した許可証では、「花火消費場所周辺の雑草等の除去」を指示していますが、同県担当者は被許可者である印西市が遵守すべきものと明言し、市側もその点は認めています。一方、保安目的で行う整地の範囲には、双方の見解に隔たりがあります。市側は花火打ち上げ場所の整地、除草を行い、主催者としての義務を果たしたとする



食品衛生監視員の無資格任用 事実認め県が謝罪

●臨床検査技師など3事例 4件の行政処分に関与

食品衛生監視員とは、食の安全を確保するため、飲食店の営業許可にあたっての実地調査や、営業施設に対する監視や指導などを行う行政職員のこと。裁判官の令状なしに営業施設に立ち入る等の重大な権限を持っており、同職に任用される県職員は、「医師、歯科医師、薬剤師または獣医師」、「県から登録を受けた養成施設において課程を修了した者」などの法定要件を満たした者に限られます。



朝日新聞 4/18 付朝刊記事

今回明らかになったのは、2014~17年度に任用されていた3人で、最も長い職員は4年間にわたり任用されていたと言います。資格のない栄養士が任用されていた2事例の他、いわちゃんポスト4月号で指摘した、資格のいずれにも該当しない「臨床検査技師」を任用していた事例もやはり含まれていました。県は任命にあたっての確認が不十分だったと陳謝す

る一方、誤って任用されていた3職員が関わった4件の行政処分(食中毒による営業停止処分等)については、「複数の監視員が調査を担当し、各保健所で総合的に判断した結果」であるとして、問題はないとの認識を示しています。

●年間わずか10日で、食品衛生行政の経験?

一方、栄養士が十分な経験を経ないまま食品衛生監視員に任用されている問題は依然解決されていません。食品衛生監視員の任用資格として「栄養士で、2年以上食品衛生行政に関する事務に従事したもの」が含まれていますが、保健所における給食施設指導が食品衛生業務とみなされ、それを以て食品衛生監視員に任用されているのです。

しかし、①給食施設指導の現場で、栄養士が厨房に立ち入ることは皆無であること、②栄養士1人あたりの給食施設指導件数は、印旛保健所の年間約100件に対し、香取保健所で年間約35件と大きな開きがあるにも関わらず、一律に食品衛生行政経験とみなしていること、③栄養士は付随業務を含め、給食施設指導に年間10日ほどしか携わっていないこと、等から、保健所における給食施設指導を、一律に食品衛生行政経験とみなすには大きな無理があるのです。

本県は他県と比較し、予め任用資格を持つ職員の採用が少ないことが遠因となっていることから、県職員の採用のあり方についても改善を求めてまいります。

●県担当者「搬送路整地も市の責務」

一方、業者側は搬送路の整地義務も市側にあり、その責務が果たされていなかったことが作業遅延の原因であると主張しているからです。

第三者である千葉県の担当者は一般論と前置きした上で、花火大会主催者が義務を負う保安目的の整地の範囲について、搬送路も当然含まれると明言しま

す。花火打ち上げにおける保安(安全を守る)とは、見物客のみならず花火業者等の関係者も対象となるもの。花火やその機材の落下は事故に直結し、その搬入は必ずから危険を伴うことから、搬送路の整地も保安上負うべき主催者(市)の責務であるとしているのです。これらは司法の判断に委ねられるところですが、知る限り、市側の分が悪いのではないかという印象です。

視察費の計上はゼロ～岩井の29年度政務活動費報告

項目	支出(円)	内容
調査研究費	108,147	調査活動に関わるガソリン代、高速道路料金 ※視察費の計上はなし
資料購入費	133,417	政務に関わると認められる書籍購入費など
広報費	1,873,103	HP関連費用、いわちゃんポスト作成費、いわちゃんポスト配布費用
事務所費	1,000,940	事務所家賃、事務所水道光熱費、事務所暖房用灯油代など
事務費	473,602	コピー機リース代、事務所電話代、駐車場代、文書郵送料代など
人件費	570,093	政務活動補助のための事務所職員人件費
合計	4,159,302	

3月末に締め切れ、4月末日までに収支報告書を提出した29年度政務活動費(計420万円)において、岩井は広報費187万円、事務所費100万円など計416万円を支出する一方、視察費の計上はありませんでした。

●県政報告紙の発行に注力、視察費計上なし

岩井の平成29年度の政務活動費使用額のうち、人件費の約57万円は主に事務所職員給与に充てたもので、一昨年の平成27年度の約105万円からほぼ半減となっています。事務所費約100万円は、事務所家賃(6.4万円×12=76.8万円)の他、水道光熱費や事務所の契約延長更新料などです。また、事務費の約47万円は駐車場代や電話代などが相当するものですが、印刷機のレンタルを解約したことで同25万円余りの支出減となっています。

岩井の政務活動費の使途として特徴的なのは、県政報告紙の作成に関わる広報費の占める割合が大

きい一方、一部に「カラ出張」や「観光旅行化」が問題視されてきた視察費の計上がないことです。

広報費に関しては、「いわちゃんポスト」を手作りで作成する等してコスト削減を図っていますが、年15回、計45万枚分の発行で187万円余りと項目別で最多となっています。按分がない(※4コマ漫画参照)ことから議員による支出が多くなりがちな視察費ですが、岩井はこの支出がなく、聞き取りなどの必要から現場を訪れた際には、現地までのガソリン代、高速料金のみ計上しています。

●独自調査で、新聞折込での「押し紙」リスク対策

ところで、近年は一部新聞販売店で「押し紙」が行われていると言われ、先日の週刊誌記事でも取り上げられたばかりです。押し紙とは、新聞販売店が実販売部数より多めの部数を公称することで、依頼者が実際には配られない折込費用まで支払わされるリスクが生じます。

岩井はこの押し紙リスクを回避するため、新聞折込の仲介業者に丸投げすることはせず、定期的に各新聞販売店に連絡し取扱い部数を独自調査。すると、中には仲介業者とかけ離れた数字を明かす販売店さんもいたりしますし、公称部数と一致していたとしても不自然に多いと思われるケースもあつたりするのです。

これらの状況を判断しながら、こちら側で新聞販売店ごとに適切と思われる配布部数を指定しているため、印西市と栄町での新聞折込数は1回あたり2万5千枚弱と、販売店の公称部数よりかなり少ない。政務活動費という公金を使用させていただいている立場であり、慎重な運用を心がけているところです。



業者による違法開発問題 県助言に市対応せず

市に運用改善を求めてきた経緯

日付	動き	内容
4/6	印西市と協議	業者が、許可なく「開発目的の土地の分合筆」等の違法開発を繰り返す問題を指摘。市の開発許可行政の運用改善を求める。
4/9	県担当課が見解	「違法業者を呼び出す等、市として行える対応があるはず」と市の対応を問題視。
4/24	県・市担当課が国交省を訪問	県・市は、「業者による宅地分譲において、単なる分合筆は開発行為に該当しないとする(市の)解釈は妥当性を欠く」との国の見解を確認。県は市に対し、業者への開発許可の運用を改善するよう助言。
5/1	印西市と協議	市担当課は許可なく進められる宅地開発の問題を認め、運用の変更を示唆。
6/12	印西市と協議	市は、「市幹部が『現段階では今まで通りの運用とする』と判断した」として、開発許可行政の運用は変更しないと回答。
7/2	県常任委員会答弁	県は、印西市が業者に十分に指導するべきと指摘した上で、「開発行為の基準」を明確に定める等、業者への指導を徹底するよう強く働きかけていくと明言。

印西市内の市街化調整区域で横行する違法開発問題。県からの助言もあり、一度は業者への指導強化等の運用改善を示唆していた市当局ですが、一転、運用の変更は行わないことを明らかにしました。

証拠積上げと県との連携 市の運用改善が必要

印西市草深などの市街化調整区域では、本来、宅地開発が行われる一団の土地について、業者が予め開発許可を受けるべきところ、土地購入者が決まった後に購入者名義で開発許可

を申請させる擬装開発行為が横行。結果、個人による自宅用の宅地開発とみなされ、業者が設置すべき調整池や消火栓、公園といった公共施設が整備されないという問題が生じています。

岩井が求めてきたのは、業者への指導強化など開発許可に関わる市の運用改善です。業者が開発許可なしに土地の分合筆を行った場合、市は少なくとも土地購入者が開発許可を申請した時点で、義務付けされている売買契約書等の提出書類により、業者による宅地開発行為を認知することができます。そこで、市は当該違法業者を呼び出し強く指導することに加え、度重なる指導にも関わらず2画地目、3画地目と宅地開発を続ける悪質業者には営業停止等の厳しい処分が行えるよう、証拠の積上げと所管する県担当課との連携を徹底すべきなのです。

県担当者「(市の運用は)都計法に合致しない」

印西市の運用に疑問を抱いているのは岩井だけではありません。この4/24には、国交省担当課が県、市に対し「不動産業者が業として行うような宅地分譲において、『単なる分合筆』として開発行為に該当しないとする(印西市の)解釈は妥当性を欠く」との見解を通知。県も「(市の運用は)許可権者として都市計画法29条に合致していない」と明言した上で、市に開発許可行政に関わる運用を改善するよう直接に助言しているのです。

そのような中、5/1に行われた市との協議では、市側が土地の分合筆行為についての従来見解を修正し、問題の所在を確認。開発許可行政の運用変更について検討を進めるとしたため、事態の改善が期待されていたのですが、なんと6/12の協議で一転、運用は変更しないとの回答があったのです。関係者によれば、現場担当者らが運用変更の必要を上申したものの、市幹部が「今まで通りの運用とする」と判断したとのことでこれ以上はしようもないと言います。

この問題については7/2の県議会・県土整備常任委員会にて取り上げ、県は印西市当局の問題を認めた上で、業者への指導を徹底するよう強く働きかけていくと明言。市街化調整区域での健全な住環境の整備を図るため、県担当課とともに印西市に運用改善を求めてまいります。

地域の課題について

声をお寄せください

身近でお困りな事、疑問点等ありましたらお気軽にご連絡を。問題解決のため、しっかりと働きかけてまいります！



岩井やすのり事務所

〒270-1505 印旛郡栄町安食台 2-26-23-202
tel 0476-36-7799 fax 0476-36-7802
メール mail@iwai-y.jp